

○ 見積書の取り方

- ・面積等に応じ、馬力や作業幅等により機械の仕様を定め、複数のメーカー・複数社に見積書の作成を依頼してください。
注1)農林振興センター等に相談し、必要能力の算定をして下さい。
注2)特定メーカー、特定機種等の指定はできません。馬力や作業幅など機械の能力を指定します。
注3)特定の機械が必要な場合は、その理由を書面にまとめ、地域協議会経由で県協議会に事前に相談下さい。
- ・見積書の中で、最安値の機械の型番と価格を申請書に記入して下さい。
(見積書の写しを申請書に添付してください)

○ 契約時期

申請後、県協議会で審査を行い、助成の可否を連絡します。
機械のリース契約は可否の通知後になります。

○各地域の農業再生協議会

協議会名	協議会名	協議会名
さいたま市農業再生協議会	鶴ヶ島市農業再生協議会	深谷市農業再生協議会
さいたま市岩槻地域農業再生協議会	所沢市農業再生協議会	寄居町農業再生協議会
鴻巣市農業再生協議会	東松山市地域農業再生協議会	行田市農業再生協議会
上尾市地域農業再生協議会	滑川町地域農業再生協議会	加須市農業再生協議会
朝霞市農業再生協議会	嵐山町農業再生協議会	羽生市農業再生協議会
桶川市地域農業再生協議会	小川町地域農業再生協議会	春日部市春日部地域農業再生協議会
北本市地域農業再生協議会	ときがわ町農業再生協議会	春日部市庄和地域農業再生協議会
伊奈町地域農業再生協議会	川島町農業再生協議会	越谷市地域農業振興協議会
草加市地域農業再生協議会	吉見町農業再生協議会	久喜市地域農業再生協議会
川越地域農業再生協議会	鳩山町地域農業再生協議会	八潮市農業再生協議会
飯能市地域農業再生協議会	東秩父村農業再生協議会	宮代町地域農業再生協議会
狭山市農業再生協議会	秩父地域農業再生協議会	蓮田市農業再生協議会
ふじみ野市農業再生協議会	本庄市地域農業再生協議会	白岡市地域農業再生協議会
富士見市地域農業再生協議会	美里町農業再生協議会	三郷市農業再生協議会
坂戸市農業再生協議会	本庄市児玉地域農業再生協議会	幸手市地域農業再生協議会
毛呂山町農業再生協議会	神川町地域農業再生協議会	杉戸地域農業再生協議会
越生町農業再生協議会	上里町地域農業再生協議会	松伏町農業振興協議会
日高市地域農業再生協議会	熊谷市農業再生協議会	吉川市地域農業再生協議会

プランの作成・申請書の提出は、お住まいの地域にある各農業再生協議会に御相談下さい。

低コスト・高収益生産体制づくりを支援します

「攻めの農業実践緊急対策事業」募集のお知らせ
(平成26年度～平成27年度)

作付け体制の効率化を一丸となって計画的に取り組む地域に対し、担い手の大型機械のリース導入や、非担い手の高収益作物への転換を支援します。



● 効率的な生産体制等への転換支援

改革に取り組むあらゆる営農を対象に、効率的な機械利用体系の構築に必要な大型機械の導入や既存機械の再利用等を支援します。

5戸以上の農家が参加し、担い手への作業集約に必要な機械のリースなどを支援します。また、非担い手が高収益作物への転換に必要な機械のリースや資材の購入などを支援します。

◎ 効率的機械利用体系構築事業

対象作物: 土地利用型作物

◎ 高収益品目等導入支援事業

対象作物: 高収益作物

(高収益品目等とは、従来作付けしていた作物と比較して労働集約的であるが、収益性の高い品目・栽培方法。)

● 効率的な流通加工処理体制への転換支援

効率的流通加工体制づくりに向け、既存の集出荷施設や加工施設の再編合理化を推進するため、施設の機能向上や既存施設の有効活用を図るために必要な施設の導入等を支援します。

◎ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

対象作物: 事業対象となる施設で処理される作物

1 効率的機械利用体系構築事業

「生産効率化プラン」を作成し認定を受ける必要がある。

認定要件は、

- ①5戸以上の農家が参加してプランを作成すること。
- ②機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること。
- ③効率化を図る作業については、全て担い手が実施する計画とすること。
- ④生産効率化を図る品目の生産コストが、地域平均よりも1割以上削減する目標を設定すること。

○事業メニュー

・農業用機械のリース に対する助成	助成率:リース物件価格の1／2以内 対象:生産コストが1割以上削減できる機械 要件等:1台50万円以上のもの
・農業用機械の再利用 に対する助成	助成率:オーバーホールに必要な経費の1／2以内 対象:非担い手が所有していた機械の補修・改修費 要件等:担い手が再利用すること
・農業用機械の廃棄に 対する助成	助成率:定額(2万円) 対象:取得価格が50万円以上のもの 要件等:廃棄したことを証明する書類を添付

2 高収益品目等導入支援事業

「高収益プラン」を作成し認定を受ける必要がある。

認定要件は、

- ①「生産効率化プラン」を作成し、認定を受けること。
 - ②高収益品目の導入を行う計画とすること。
 - ③「生産効率化プラン」に合意した農家のうち、機械利用の農家の6割以上が高収益作物に転換すること。
- ※条件不利地域で「生産効率化プラン」を作成していない地域は、5戸以上の農家が参加又は1ha以上の取組となること。

○事業メニュー

・農業用機械のリース に対する助成	助成率:リース物件価格の1／2以内 対象:生産コストが1割以上削減できる機械 要件等:1台50万円以上のもの
・資材の購入に対する 助成	助成率:定額 対象:パイプハウスの資材、永年性作物の苗木 要件等:領収書を添付して精算払い
・簡易なほ場整備の施 工費に対する助成	助成率:定額 対象:弾丸暗渠等の農業用機械により作業ができるもの 要件等:助成上限額 17,400円/ha

3 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

「集出荷・加工処理合理化プラン」を作成し認定を受ける必要がある。

認定要件は、

- ①複数の施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定すること。
- ②機能を集約する施設の受益者が農業者5戸以上であること。
- ③機能を集約させる施設の利用率が8割以上であること
- ④機能を集約させる施設における集出荷コスト又は加工コストについて、現況値よりも少なくとも1割削減すること。

○事業メニュー

・機能集約に必要な 機械のリースに 対する助成	助成率:リース物件価格の1／2以内 対象:機械・設備のリース導入 要件等:工事費は対象外。建物の新設、改修は対象外。 1台50万円以上のもの
・再利用に必要な 機械のリースに 対する助成	助成率:リース物件価格の1／2以内 対象:機械・設備のリース導入 要件等:工事費は対象外。建物の新設、改修は対象外。 1台50万円以上のもの
・既存機械の廃棄 に対する助成	助成率:1／3以内 対象:耐用年数を超過した設備 要件等:建物は対象外。財産処分の手続きを確実に実施すること。領収書等を添付し精算払い。

○ 助成対象者

1 効率的機械利用体系構築事業

2 高収益品目等導入支援事業

- ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社(地方公共団体が出資している法人)

3 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

- ①農業協同組合連合会、②農業協同組合、③民間事業者、④公社(地方公共団体が出資している法人)、⑤事業協同組合連合会及び事業協同組合、⑥再編協議会、⑦農事組合法人、⑧農事組合法人以外の農業生産法人、⑨特定農業団体

注1)リース事業は、助成対象者とリース事業者で共同申請する。
注2)メニューにより、「担い手」向け、「非担い手」向けのものに分かれる。